

令和5年度「京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口」運営及び通報対応業務

募集要項



● 応募書類の提出期限

令和5年1月26日（木）午後5時まで

※ 応募書類は郵送または持参すること。

● 問合せ先及び応募書類提出先

京都市 保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課（担当：^{まつだ}松田、^{ふなこし}船越）

〒604-8101

京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地 京都朝日ビル4階

電話： 075-222-3419

E-mail： kenkochojukikaku@city.kyoto.lg.jp

1 趣旨

本市では、令和2年4月1日に全面施行された健康増進法（以下「法」という。）に基づき、たばこの受動喫煙防止対策を推進している。

その一環として、令和元年7月より事業者や市民の方からの問合せへの対応や既存特定飲食提供施設の経過措置制度に係る届出の受付を行う「京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口」を設置しており、令和5年度においても、昨年度に引き続き、本窓口と各施設への通報対応をワンストップかつ一元的に行い、法に基づく受動喫煙防止対策の更なる徹底を目的として、公募型プロポーザル方式で事業者を選定することとした。

本要項は、事業者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務内容

別添1「仕様書」のとおり

(2) 契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(3) 予定価格

12,060千円以内とする（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3 応募資格

応募の資格者は、法人又は法人以外の団体とし、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者（京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない場合であっても、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項に掲げる資格を有する者である場合は、当該プロポーザルにおいては競争入札参加有資格者とみなす。）であること。

〔参考〕京都市競争入札等取扱要綱（一部抜粋）

（競争入札の参加者の資格）

第2条 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を有するものでなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 引き続き1年以上当該営業を営んでいること
- (3) 次に掲げるものを滞納していないこと。

ア 所得税又は法人税

イ 消費税

ウ 本市の市民税及び固定資産税

エ 本市の水道料金及び下水道使用料

(4) (略)

(5) 前号に定めるもののほか、法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。

(6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

- (2) 企画書の提出日から選定結果の通知日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

- (3) 契約の履行を複数の事業者で分担するために複数事業者による共同事業体（以下、「コンソーシアム」という。）を結成する場合は、事業者側で定めた代表事業者及び分担事業者が、上記(1)~(2)の条件を満たしているものとする。また、当該業務委託契約の締結の日までにコンソーシアム運営に係る協定書の締結を予定していること。

4 受託候補者選定スケジュール

令和5年1月10日（火）	公募開始
17日（火）	質問受付締め切り
20日（金）	質問に対する回答
26日（木）	提出書類一式受付締め切り
27日～2月3日	提出書類の審査期間（書面プロポーザル）
2月10日（金）	受託候補者の決定
3月	業務開始に向けた準備・調整
4月1日（土）	契約締結・業務開始

※ スケジュールはやむを得ない事情により、変更することがある。

5 応募手続等

(1) 提出書類

ア 応募者共通

応募者は次の書類を提出すること。

No.	様式名	補足事項
1	(様式1) 参加申請書	【別添2】 応募様式
2	(様式2) 誓約書	【別添2】 応募様式
3	(様式3) 団体の概要	【別添2】 応募様式
4	(様式4) 実績報告書	【別添2】 応募様式
5	見積書※	(様式任意)
6	企画書	(様式任意)
7	印鑑証明書 *申請日前3箇月以内に発行のもの	

※ 見積書については、令和5年度における現段階で想定される、執務室及び什器の調達費、業務運営費（要員の確保や人材研修等のほか運用を行う一切の費用）、交通費等の全てを含んだ経費内訳。

イ 京都市競争入札参加有資格者名簿に登載されていない場合

アに掲げる書類に加えて、次の書類を提出してください。

No.	提出書類	補足事項
8	(様式5) 暴力団排除措置に係る誓約書	【別添2】 応募様式
9	登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)	申請日前3箇月以内に発行のもの
10	納税証明書 (国税等及び京都市税)	申請日前3箇月以内に発行のもの

1 1	調査同意書※ (水道料金・下水道使用料)	ホームページから様式 ¹ をダウンロードし、必要事項を記載し提出
-----	-------------------------	---

※ 調査同意書（水道料金・下水道使用料）：

<http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/sanka/wto30/pdf/kyou05.pdf>

- (2) 提出部数 正本1セット 写し9セット 合計10セット
 ※ 提出書類は、原則A4サイズで作成し、各1部ずつを1セットとしてまとめ、ダブルクリップ等で仮留めし、10セット分を提出すること。
- (3) 募集期間 令和5年1月10日（火）～1月26日（木）午後5時まで
 ※ 提出期限以降は受付できないため、注意すること。
- (4) 提出場所 〒604-8101
 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地 京都朝日ビル4階
 京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課まで
- (5) 提出方法 郵送又は直接持参のいずれか
- (6) その他
- ・ 企画書等の提出に当たっては、別添1「仕様書」に十分留意すること。
 - ・ コンソーシアムを結成して参加する場合は、「(様式1)参加申請書」の申請者欄は代表事業者とし、備考欄に構成事業者や業務の分担、その目的等を簡潔に記載すること。
 - ・ 上記提出のほか、必要に応じて書類の提出を求めることがある。

6 質問と回答

- (1) 受付期間 令和5年1月10日（火）～1月17日（火）午後5時まで
- (2) 質問方法 別添2「応募様式」内の「(様式6)質問票」により、電子メールにて送信すること。また、電子メールの件名は、「受動喫煙防止対策業務に関する質問」とすること。
 ※ 電話及び口頭による質問は不可。
- (3) 提出先 E-mail: kenkochojukikaku@city.kyoto.lg.jp
 (健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課 宛)
- (4) 回答 原則として令和5年1月20日（金）までに、プロポーザル参加者全員に対して回答を返信する。

7 選定方法

- (1) 審査
 提出書類（企画書、見積書等）を基に、本市が設置する選定委員会により審査を行い、最も高い評価を得たものを受託候補者として選定する。
 (書類審査期間：令和5年1月27日（金）～2月3日（金）)
- (2) 審査基準
 別添3「受託候補者審査基準」のとおり
- (3) 審査結果
 選定結果は、令和5年2月10日（金）までに郵送又は電子メールにより全応募者に通知する。
 また、本市ホームページ（京都市情報館）にも結果（事業者名、評価点）を公表する。ただし、審査内容及び評価結果についての異議申立ては認めない。

(4) 企画書等の無効

次に掲げる場合に該当するときは、その者が提出した提案書を無効とし、選定の対象外とする。

ア 「3 応募資格」に掲げる資格のない者が企画書等を提出した場合。

イ 企画書等に虚偽の内容が記載されていた場合。

ウ 企画書等に記載された当業務に関わる者が、契約締結後に当該当業務に従事できない場合。

ただし、やむを得ない事情があるものとして、本市より認められた場合はこの限りではない。

エ 見積書に記載された金額が、予定価格を超えた場合。

オ 他の応募者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。

8 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、次の事項を基本とする。

- (1) 受託候補者決定後、候補者と協議のうえ、業務委託内容及び委託金額について最終決定し、委託契約を締結するものとする。
- (2) 業務委託条件は、本要項に基づく企画書の提案内容をもとにするが、契約段階において、修正を求める場合がある。ただし、提案内容は実現を確約したものとみなす。
- (3) 受託候補者との協議が不調に終わった場合は、受託候補者の選定において、順位の高かった者の順に協議を行う。
- (4) 受託者は本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本市が承認した場合はその限りではない。
- (5) 受託者は成果物を本市に納入する。本市は、成果物について検査を行い、検査に合格した成果物の引渡しを受けたときには、受託者の請求により、委託料を支払うものとする。
- (6) 本業務の履行に当たり生じた成果物（マニュアル、印刷物、図、写真、事業実績報告書など）については、本市に著作権を譲渡するものとし、本市が請求をした場合には、本市が指定する方法で引き渡すこと（他に著作権を有している者がいるときを除く）。
- (7) 本市は、適宜、進捗状況について評価を行う。その結果、契約の目的を達成することができないと判断したときは、途中で契約を解除することができる。ただし、利用可能な成果物がある場合は、その成果物を検査のうえ、検査に合格した成果物の引渡しを受けることがある。そのときは、その成果物に相応する委託料を支払うものとする。
- (8) コンソーシアムを結成して契約する場合、本業務委託の運営に関する協定書を構成事業者間で締結し、本市の了承を得ること。また、その1部を本市に提出すること。

9 留意事項

- (1) プロポーザル参加に要する一切の費用（企画書作成費、交通費等）は、参加者負担とする。
- (2) 提出された企画書等は、返却しない。また、差替え及び再提出には応じない。
- (3) 審査の経過等に関する問合せには一切応じられない。
- (4) 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがある。

10 予算不成立の場合の無効

本件調達に係る予算が成立しないときは、この事業は無効とする。この場合において、本件調達のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、その費用を本市に請求することはできない。